

2019年3月4日

北海道知事 様

提出者

住 所 札幌市北区新琴似七条1丁目2番39号

氏 名 株式会社ニトリ

代表取締役社長 白井 俊之

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第30条第1項（附則第5項において準用する同条例第30条第1項）の規定により、次のとおり地域貢献活動計画を変更したので提出します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	ニトリ川沿店
所在地	北海道札幌市南区川沿5条1丁目-80
地域貢献活動計画書の提出年月日	2014年 1月 22日

2 地域貢献活動計画の変更

変更年月日	①2018年 2月 21日 ②2019年 1月 30日
変更の理由	①地域貢献活動の担当者の部署変更 ②地域貢献活動の担当者（担当者連絡先）の変更

3 変更後の地域貢献活動計画

(1) 地域貢献活動の実施に関する計画

項 目	活動内容	実施時期	具体的な取組
変更なし			

石狩振興局産業振興部商工労働観光課

31.3.-4 収受

第 号

(2) 地域貢献活動の担当者

所属名	株式会社ニトリ 札幌事務サービスセンター
職・氏名	柿崎 啓志
電話番号等	011-330-6210

<担当者連絡先>

所属名	株式会社ニトリホールディングス 広報部
職・氏名	榛葉 帆乃美
電話番号	03-6741-1213
電子メールアドレス	koho@nitori.jp

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。

2 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」及び「(2) 地域貢献活動の担当者」は、変更後の内容を記載すること。

3 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第10条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。